

○経済産業省告示第八十一号

工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条を実施するため、工業用水道料金算定要領（平成二十五年二月十九日経済産業省告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和七年五月三十日から施行する。

令和七年五月三十日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	<p>第一 基本原則</p> <p>一 (略)</p> <p>二 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条第二項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成十一年法律第十七</p>
改正前	<p>第一 基本原則</p> <p>一 (略)</p> <p>二 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十七条第二項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律（平成十一年法律第十七</p>

号) 第二条第六項で規定する公共施設等運営事業(以下単に「公共施設等運営事業」という。)の実施に係る場合においても同様とする。

三・四 (略)

第二〇第四 (略)

第五 撤退負担金

一 料金の算定は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とするが、料金の算定後、需要者の撤退等による

号) 第二条第六項で規定する公共施設等運営事業(以下単に「公共施設等運営事業」という。)の実施に係る場合においても同様とする。

三・四 (略)

第二〇第四 (略)

(新設)

契約解除に伴う料金収入の減少が工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、撤退負担金の導入を検討することが望ましい。

二 撤退負担金の額は、現行料金の前提となっている費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水

量の減量に際し、当該需要者から徴収するものとする。

三 撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。